

2025

7

KAWASAKI

川崎南法人会だより



ホームページも是非ご覧ください

川崎南法人会

検索

<https://km-hojinkai.or.jp>

表紙写真：(一社)川崎市観光協会 提供

場所：川崎大師 平間寺「神輿のお山入り」

発行所／公益社団法人川崎南法人会 編集兼発行人／広報委員会

川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階 <https://km-hojinkai.or.jp>

TEL：044-276-8731 FAX：044-276-8738

税制改正に関するアンケート結果	2
居住用不動産の相続、配偶者居住権を選択!?	5
インボイス登録センター	6
活動報告	8
新しい仲間 PR コーナー	9
骨粗しょう症がもたらす体への影響	10
新入会員のご紹介・主要行事予定	11

令和8年度

税制改正に関するアンケート結果（最終集計）

公益財団法人 全国法人会総連合

集計期間：3月13日～5月15日到着分

集計枚数：13,217枚

[分類]

■ 会員区分

	税制委員	役員（税制委員を除く）	一般会員	合計
回答数	1,604	6,346	4,912	12,862
構成比	12.5%	49.3%	38.2%	100%

■ 年齢

	20～40代	50代	60代	70代	80代	合計
回答数	1,920	3,805	4,402	2,530	154	12,811
構成比	15.0%	29.7%	34.4%	19.7%	1.2%	100%

■ 主たる業種

	製造業	建設・土木・不動産	卸売・小売・飲食	サービス	その他	合計
回答数	2,470	4,022	2,548	2,644	1,328	13,012
構成比	19.0%	30.9%	19.6%	20.3%	10.2%	100%

■ 資本金

	1千万円以下	1千万円超～5千万円以下	5千万円超～1億円以下	1億円超～3億円以下	3億円超～5億円以下	5億円超	合計
回答数	6,365	5,195	942	140	93	235	12,970
構成比	49.1%	40.0%	7.3%	1.1%	0.7%	1.8%	100%

■ 従業員数

	4人以下	5～19人	20～99人	100～299人	300人以上	合計
回答数	2,776	4,784	3,963	949	504	12,976
構成比	21.4%	36.9%	30.5%	7.3%	3.9%	100%

■ 前事業年度の申告状況

	黒字申告	赤字申告	回答保留・その他	合計
回答数	9,212	2,687	1,078	12,977
構成比	71.0%	20.7%	8.3%	100%

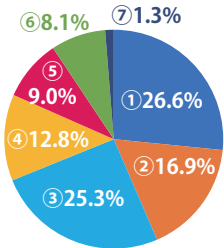
問1 中小企業向け税制

令和8年度税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制（法人税関係）で特に重視すべき点について、以下より3つ以内で選んで下さい。

- ① 法人税の軽減税率の特例（15%）の本則化等
- ② 設備投資・研究開発を促進する税制の拡充
- ③ 雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充
- ④ 役員給与の損金算入の拡充
- ⑤ 交際費課税の損金算入枠の拡大
- ⑥ 欠損金の繰戻還付制度の拡充
- ⑦ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	集計枚数
回答数	8,819	5,618	8,405	4,229	2,993	2,686	418	13,217
回答率	66.7%	42.5%	63.6%	32.0%	22.6%	20.3%	3.2%	—

※回答率は、回答数を集計枚数（13,217枚）で除した数字である。

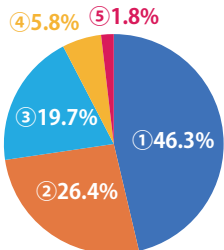


問2 企業の賃上げ

政府は「物価上昇に負けない賃上げを定着させる」こととしており、引き続き、中小企業の賃上げが大きな課題となっています。あなたの会社では今年の賃上げについてどう対応しますか。

- ① 賃上げをする
- ② 賃上げを検討したい
- ③ 賃上げは難しい
- ④ わからない
- ⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	合計
回答数	6,082	3,463	2,587	758	243	13,133
構成比	46.3%	26.4%	19.7%	5.8%	1.8%	100%



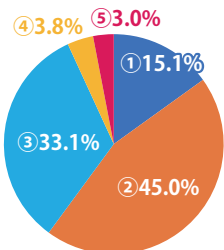
問3 価格転嫁

人件費や仕入価格などの上昇分について、あなたの会社では商品・サービスの価格に転嫁できていますか。

(1) 人件費

- ① おおむね価格転嫁できている
- ② 多少ではあるが価格転嫁できている
- ③ 価格転嫁できていない
- ④ 価格転嫁はしない
- ⑤ その他

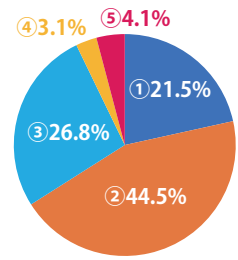
	①	②	③	④	⑤	合計
回答数	1,978	5,905	4,337	503	397	13,120
構成比	15.1%	45.0%	33.1%	3.8%	3.0%	100%



(2) 仕入価格（その他経費）

- ① おおむね価格転嫁できている ② 多少ではあるが価格転嫁できている
③ 価格転嫁できていない ④ 価格転嫁はしない ⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	合 計
回答数	2,824	5,828	3,514	401	540	13,107
構成比	21.5%	44.5%	26.8%	3.1%	4.1%	100%



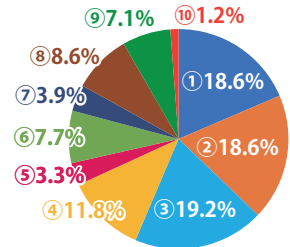
問4 消費税／インボイス制度①

課税事業者の方にお聞きします。インボイス制度が導入されて2年目となりますが、どのような負担が増えたと思いますか。以下より3つ以内で選んで下さい（免税事業者の方は、空欄のままで結構です）。

- ① 取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認作業
② 受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかの確認作業
③ インボイスの要件を満たしていない請求書等を受領した際の対応
④ 会計帳簿の記入や会計ソフトの操作 ⑤ 従業員への社内教育・研修
⑥ 事務負担の増加による人件費の負担増 ⑦ インボイス処理に伴う設備等への負担増
⑧ 消費税の申告・納税にかかる事務負担増 ⑨ 特に問題なく対応できている
⑩ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	集計枚数
回答数	5,460	5,478	5,657	3,457	971	2,263	1,151	2,536	2,095	352	13,217
回答率	41.3%	41.4%	42.8%	26.2%	7.3%	17.1%	8.7%	19.2%	15.9%	2.7%	—

※回答率は、回答数を集計枚数（13,217枚）で除した数字である。

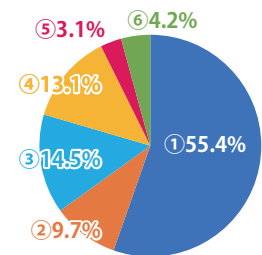


問5 消費税／インボイス制度②

課税事業者の方にお聞きします。今後の免税事業者との取引についてお考えをお聞かせください（免税事業者の方は、空欄のままで結構です）。

- ① これまでと変わりなく取引を行う
② 課税事業者ではない取引先とは、すでに取引を抑制等している
③ 免税事業者からの課税仕入れを80%控除できる令和8年9月末日までは取引を行うが、それ以降は取引を再考したい
④ 6年間の経過措置等が終了するまでは取引を行うが、その後は取引を再考したい
⑤ 簡易課税を適用しているので、免税事業者との取引でも影響はない
⑥ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	合 計
回答数	6,977	1,220	1,823	1,655	387	536	12,598
構成比	55.4%	9.7%	14.5%	13.1%	3.1%	4.2%	100%

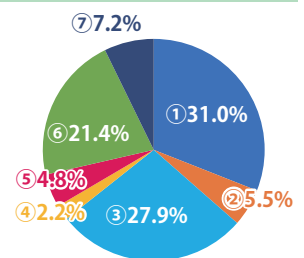


問6 事業承継／後継者の決定状況

あなたの会社を事業承継するに当たって、現時点での後継者の決定状況等について、お聞かせください。

- ① 子や子以外の親族に事業承継する（後継者本人も承諾している）
② 親族外に事業承継する（後継者本人も承諾している）
③ 後継者は決まっていない（後継者候補に意思を確認していないを含む）
④ 事業を売却する ⑤ 事業承継はせず廃業する
⑥ 当面、事業承継を行う予定はない ⑦ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	合 計
回答数	4,038	715	3,632	289	633	2,784	943	13,034
構成比	31.0%	5.5%	27.9%	2.2%	4.8%	21.4%	7.2%	100%



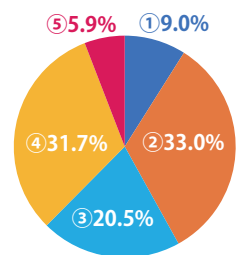
問7 事業承継／事業承継税制

政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。本年度の改正では、納税猶予制度の特例措置において役員就任要件の見直しが行われました。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制について特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

- ① これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する
② 相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める
③ 納税猶予制度の特例措置の延長や一般措置の要件拡充を求める
④ 事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める
⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	集計枚数
回答数	1,710	6,294	3,909	6,049	1,121	13,217
回答率	12.9%	47.6%	29.6%	45.8%	8.5%	—

※回答率は、回答数を集計枚数（13,217枚）で除した数字である。



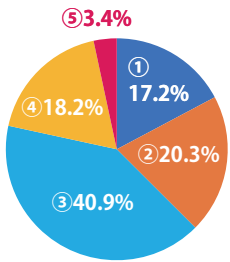
問 8 地方税／固定資産税

地方の自主財源として大きなウェイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われていています。その一方で、負担感の高まりに伴って、その軽減に向けた抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税を見直すとした場合、特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

- ① 商業地等の宅地の評価方法を見直す
- ② 家屋の評価方法を見直す
- ③ 償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す
- ④ 免税点を大幅に引き上げる
- ⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	集計枚数
回答数	3,489	4,101	8,286	3,694	680	13,217
回答率	26.4%	31.0%	62.7%	27.9%	5.1%	—

※回答率は、回答数を集計枚数（13,217枚）で除した数字である。

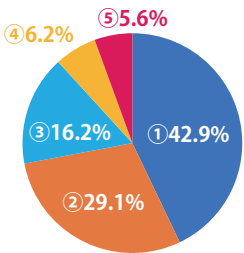


問 9 所得税／基礎控除等

今回の税制改正では、物価上昇局面における税負担調整の観点から所得税の基礎控除が58万円に、そして就業調整にも対応する観点から給与所得控除の最低保障額が65万円に引き上げられ、所得税が課税されない給与収入額が103万円から123万円（年収200万円以下は160万円）に拡大されます（令和7年2月時点）。国民民主党はさらなる引き上げ（178万円）を求めています。このことについてどう考えますか。

- ① 国民の手取りを増やすため、課税最低限をさらに引き上げるべき
- ② 安定財源を確保するのであれば、課税最低限のさらなる引き上げに賛成
- ③ 今回の改正で十分である
- ④ 課税最低限の引き上げには反対
- ⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	合 計
回答数	5,544	3,761	2,093	803	720	12,921
構成比	42.9%	29.1%	16.2%	6.2%	5.6%	100%

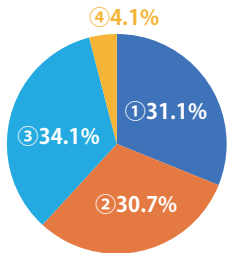


問 10 厚生年金の適用範囲の拡大

現在、従業員51人以上の企業で週20時間以上働き、年106万円以上の賃金を受け取っている短時間労働者（パート等）は厚生年金の加入対象となっていますが、2035年までに段階的に企業規模要件（従業員〇〇人以上）を撤廃していくことなどが議論されています。いわゆる「106万円の壁」が撤廃されることについて、どう考えますか。

- ① 人材を確保するためにはやむを得ない
- ② 企業負担が増えるので反対である
- ③ この段階では判断できない
- ④ その他

	①	②	③	④	合 計
回答数	4,079	4,022	4,474	531	13,106
構成比	31.1%	30.7%	34.1%	4.1%	100%

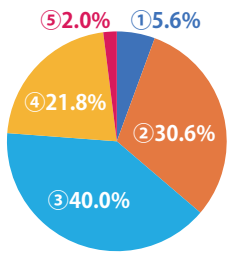


問 11 厚生年金の企業負担割合

政府は、新たに厚生年金に加入する人の「保険料負担軽減」措置として、労使折半となっている保険料を年収151万円未満までは企業側がより多く負担できる仕組み（企業負担割合は労働者と事業主の合意）が検討されています。この措置についてどう考えますか。

- ① 人材確保につながるので企業側がより多く負担してもよい
- ② 企業の負担軽減策が講じられるのであれば企業側が多少負担してもよい
- ③ 企業の負担軽減策が講じられたとしても企業側の負担は増えるので反対である
- ④ この段階では判断できない
- ⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	合 計
回答数	735	4,013	5,233	2,860	259	13,100
構成比	5.6%	30.6%	40.0%	21.8%	2.0%	100%



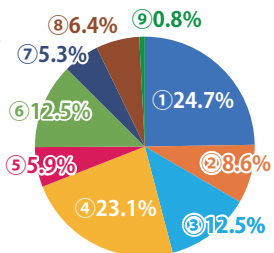
問 12 行財政改革

国や地方では行財政改革に取り組みつつあるものの、国民が納得するような抜本的改革は行われておりません。国・地方においては、どの項目を中心に見直すことが望ましいと考えますか。特に優先すべき項目を以下より3つ以内で選んで下さい。

- ① 無駄な予算の排除や歳出の効率化
- ② 国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲
- ③ 公務員の効率的な要員配置および人件費の抑制
- ④ 議員数の削減および歳費等の抑制
- ⑤ 客観的なデータに基づく政策立案とその効果検証
- ⑥ 特殊法人や独立行政法人の見直し
- ⑦ デジタル化による業務改革
- ⑧ 積極的な民間活力の導入
- ⑨ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	集計枚数
回答数	8,752	3,059	4,429	8,184	2,076	4,435	1,887	2,260	288	13,217
回答率	66.2%	23.1%	33.5%	61.9%	15.7%	33.6%	14.3%	17.1%	2.2%	—

※回答率は、回答数を集計枚数（13,217枚）で除した数字である。





居住用不動産の相続、 …配偶者居住権を選択!?

税理士・CFP® 越 智 浩

Q. 配偶者居住権の設定。

令和6年11月に父甲が亡くなりました。私たちA・Bの実母である乙は25年前に亡くなっていますが、父甲は20年前に丙と再婚。ただし、義母丙には子はいません。従って、相続人は配偶者である義母丙、長男である私A及び長女Bの3人です。遺産は自宅不動産と預貯金2,000万円です。

亡父甲が義母丙と暮らすために購入した家とその敷地ですので、私Aも長女Bも、このまま義母丙が住むことに異論はありません。そこで、家屋に配偶者居住権（終身）を設定・登記した上で、家屋と土地そのものは私Aと長女Bが2分の1ずつ相続し、配偶者居住権と預貯金は義母丙（満75歳）が相続することで、令和7年5月、遺産分割協議が整いました。

自用家屋（木造、床面積110㎡すべて居住用）としては380万円、自用地（地積125㎡すべて居住用宅地）としては3,125万円の相続税評価額になります。平成22年3月に新築物件として購入しましたので、築15年経過（耐用年数33年）しています。

ところで、合計すると遺産額は5,505万円となり、遺産に係る基礎控除額4,800万円を超えます。ということは、相続税が課されるのでしょうか？

A. 『相続税』ではなく、『相続』実務の観点から必要な制度。

『配偶者居住権』制度とは、…。

主な遺産が自宅不動産しかなく、かつ、『相続』が後妻と先妻の子（実の親子でも…）との間の争族となってしまうようなケースにおいては、調停を含めた遺産分割協議を成立させるために自宅を売却して換金化し、代償金を支払う、あるいは、法定相続分通りに配分するなどして解決を図ることになる。しかし、この方法により懸念される大問題が残された（老）配偶者の住まいをどうするかということで、実務的解決の要請及び保護の観点から生まれ、令和2年4月から法施行（民法1028①他）されている制度である。

法定権利となった『配偶者居住権』であるから、相続税法においては財産評価の対象となる。しかし、権利存続中、第三者に譲渡することはできず、しかも配偶者の死亡により消滅する権利（民法1036）と定められているので、複雑な評価方法となることが予想される。

基本的な考え方及び手順としては、

- ① 直接求めるのではなく、まず、配偶者居住権消滅後の家屋価額の将来価値を現在価値に割り戻すことにより所有権の配分額を計算する。ただし、将来価値は不確実なので、現在価値ベースで減価償却することで代替。
- ② ①を家屋全体の価額から控除して配偶者居住権の目的となっている居住建物についての権利の価額を算出する。
- ③ ②により算出した権利の価額に基づく敷地利用権の価額を算出する。

以上を《設例》において、具体的に計算してみる。ただし、満75歳の存続年数（平均余命）16年、存続年数16年に對する法定利率3%の複利現価率0.623。

- ① 配偶者居住権消滅後の家屋価額の現在価値
 $3,800,000円 \times (耐用年数33 - 経過年数15 - 存続年数16) / (33 - 15) \times 0.623 = 263,044円$
- ② 配偶者居住権の価額
 $3,800,000円 - 上記①263,044円 = \underline{3,536,956円} \text{ (課税価格)}$
- ③ 配偶者居住権に基づく敷地利用権の価額
 $31,250,000円 - 31,250,000円 \times 0.623 (=19,468,750円) = \underline{11,781,250円}$
- ④ 上記③は小規模宅地等の課税価格の特例・特定居住用（80%減額）の対象となる。
 $1. 125㎡ \times 11,781,250円 / 31,250,000円 = 47.125㎡ < 330㎡$
 $2. 11,781,250円 \times 80\% = \underline{9,425,000円} \text{ (課税価格から減額)}$
 $3. 11,781,250円 - 9,425,000円 = \underline{2,356,250円} \text{ (課税価格)}$

従って、この《設例》では、遺産額が遺産に係る基礎控除額を超えるので、相続税の申告をすることになる。ただし、配偶者居住権に基づく敷地利用権について小規模宅地等の課税価格の特例が適用できるので、課税価格（5,505万円－942.5万円＝4,562.5万円）は基礎控除額以下となり、納税額は0となる。

東京国税局 **インボイス登録センター** の移転に関するお知らせ

書類の送付先と電話番号が変わります

◆ インボイス制度に関する書類を**郵送**により提出される場合には、送付先が変わりますのでご注意ください。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ①e-Tax（データ）で提出する場合 | ▷▷ 所轄税務署へ（従来どおり） |
| ②税務署の窓口で提出する場合 | ▷▷ 所轄税務署へ（従来どおり） |
| ③ 郵送 で提出する場合 | ▷▷ 下記の書類の送付先へ |

東京国税局インボイス登録センター

書類の送付先・電話番号

令和7年6月29日(日)まで

〒262-8514
千葉市花見川区武石町
1丁目520番地
043-306-5635

令和7年6月30日(月)以降

〒131-8514
墨田区東向島
2丁目7番14号
03-6661-8290

ご留意いただきたい事項

- ◆ インボイス登録センターには受付窓口がありませんので、書面の申請書等を直接持ち込むことはできません。
- ◆ インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する申請書等の入力や電話照会等の事務について集約処理を行っていますが、移転後も実施事務に特段の変更はありません。
- ◆ インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する一般的な相談等は受け付けておりませんので、一般的な電話相談については、インボイスコールセンターをご利用ください。



東京国税局

※裏面もご確認ください！

R7.5

インボイス登録センターでの受付書類

- ◆ インボイス登録センターでは、以下のインボイス制度に関する書類を受け付けております。
- ・ 適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用・国外事業者用）
- ・ 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
- ・ 適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書
- ・ 任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書
- ・ 任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出事項の変更届出書
- ・ 適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書
- ・ 適格請求書発行事業者の死亡届出書
- ・ 任意組合等の組合員が適格請求書発行事業者でなくなった旨等の届出書
- ・ 任意組合等の清算が終了した旨の届出書



登録申請手続等は、e-Taxをご利用ください！！

- ◆ 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます。
- ◆ 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください。

※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書（マイナンバーカード等）が必要です。

申請手続



○ インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご相談は、インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】

0120-205-553（無料）

【受付時間】

9:00 ～ 17:00

（土日祝日及び年末年始除く）

○ インボイス制度特設サイト

インボイス制度について、詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

インボイス制度
特設サイトへ



女性部会・青年部会

川崎区・幸区の小学校で租税教室を行いました



4月30日 御幸小学校
講師 (株)マイルストーンジャパン
野路 尚弘さん



5月9日 南加瀬小学校
講師 (有)龍美社
下村 京子さん



5月9日 南加瀬小学校
講師 九重運輸(株)
山崎 由美子さん



5月26日 大島小学校
講師 (株)ReadBell
鈴木 克彦さん



5月27日 東門前小学校
講師 川崎つばさ法律事務所
林 伸彦さん

女性部会・青年部会は、一緒に活動してくれる仲間を募集しています。

女性経営者及び、女性幹部社員の皆さんの参加をお待ちしております。

一緒に、女性部会で活動していきましょう！

青年部会では50歳以下のお知り合いの方、貴社のご子息や若手社員等いらっしゃいましたらご紹介下さい！



青年部会 活動報告

・青年部会報告会
5月23日 会場：煌蘭



・川崎3法人 ボウリング大会
5月27日 会場：川崎グランドボウル



女性部会 活動報告

・女性部会報告会 5月30日 会場：鋼友荘



5.20 日帰りバス研修旅行
赤坂離宮と目黒雅叙園



5.16 源泉部会研修会
「給与所得の源泉徴収事務」



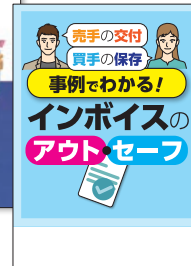
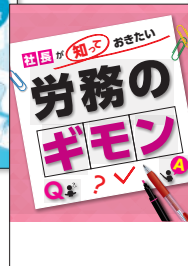
5.21 社員研修講座
「ビジネススキル基礎講座」



6.4 源泉部会報告会
於：川崎市産業振興会館

右の冊子につきまして、
必要な会員企業さまに無償
でご提供いたします。
(送料含無料)

ご希望の方は、法人会
事務局までFAXを頂くか、
メールにて会社名、ご担
当者さま、ご住所、連絡
先、必要冊子名及び部数
をお知らせください。



【法人会事務局】FAX : 044-276-8738 Eメール info@km-hojinkai.or.jp

新入会員紹介

新しい仲間

PRコーナー

株式会社ワイズ音楽出版

代表取締役：町屋 雄三

- 本店所在地 〒249-0004 神奈川県逗子市沼間1-14-16
- URL <https://www.ysmusicpublishing.co.jp> ● E-mail info@ysmusicpublishing.co.jp

様々な方との出会いとふれあいを大切に、良い音楽をたくさんの方へお届け
することの一助を担い、よりよい街・地域・国づくりに貢献したいと考えます。

株式会社ワイズ音楽出版をどうぞ宜しくお願い致します。

ワイズ音楽出版



川崎ライブハウスY's



川崎ライブハウスY's

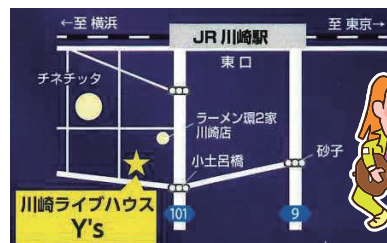
多様なイベントが出来るスペースを皆様へ提供します。

川崎Y'sはホールレンタルが魅力！

ライブの他、結婚式1.5~2次会、DJイベント、カラオケ大会、スポーツ観戦、会社忘年会・新年会、お笑いライブなど様々なご利用方法がご用意です。

☆ドリンク保証で最大3割引きに！

スタンディング：100人 着席：椅子のみ50人、テーブル+椅子40人



川崎ライブハウスY's

〒210-0023
川崎市川崎区小川町14-16 イクタス川崎6F
TEL : 044-742-8222
URL : <https://livehouse-ys.com/>
MAIL : info@livehouse-ys.com

骨粗しょう症がもたらす体への影響



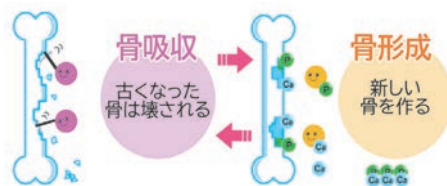
川崎幸クリニック 整形外科

服部 麻倫（はっとり まり） 医師



骨粗しょう症とは？

「骨粗しょう症」とは、骨の密度（骨量）が低下し、骨がスカスカになってもらくなり、骨折しやすくなる病気です。年齢が高くなるほど骨吸収が骨形成を上回るため、骨の代謝バランス（骨の作りかえ）が崩れ骨がもろくなってしまいます。



骨粗しょう症が引き起こす健康への影響

骨粗しょう症になると、「骨折」が起こりやすくなります。一度骨折すると、次の骨折も起きやすくなるという特徴があります。

特に高齢になるほど骨は治りにくくなるため、合併症（肺炎や褥瘡など）も増えやすくなります。また、介護が必要になる主な原因の第3位が「骨折・転倒」であり、骨折をきっかけに要介護や寝たきりになるリスクも高くなります。（2019年 国民生活基礎調査より）

「骨折」が起こりやすい部位

「骨粗しょう症」で骨折が起こりやすい部位があります。

■腰の骨（脊椎の圧迫骨折）

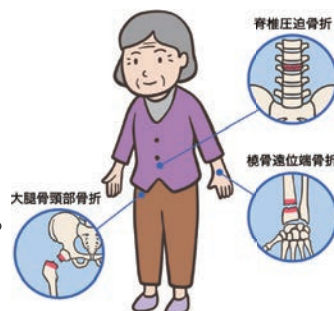
軽い動作や尻餅で背骨を骨折すると、背中が曲がって肺や胃が圧迫され、呼吸困難や食欲低下など全身に悪影響が広がる恐れがあります。

■手首の骨（橈骨遠位端骨折）

転んで手をついた時に起こることがとても多いです。骨折の経験から、転倒を恐れて動かなくなると、筋力や認知機能が低下し、骨もさらに脆くなって、かえって転びやすくなるという悪循環に陥ることがあります。

■太ももの付け根の骨（大腿骨頸部骨折）

転倒や軽いひねりでも骨折しやすく、特に太ももの付け根を折ると歩行困難や寝たきりになる場合が多いです。治療も長期化し、筋力や内臓機能の低下を招く恐れがあります。



骨粗しょう症の予防

骨粗しょう症の予防には、カルシウムやビタミンDを含む食品の摂取がおすすめです。食品からの摂取が難しい場合は、病院で処方されるサプリもあります。また、ウォーキングなどの運動は、筋力・身体能力低下に効果があり、転倒リスクが低くなります。骨粗しょう症は自覚しにくい病気であり、進行すると全身の健康に影響を及ぼすことがあります。早期発見と予防のためには、簡単に受けられる「骨密度検査」を定期的に受けることが大切です。

診療のご案内



社会医療法人財団 石心会
川崎幸クリニック
受診予約 ☎ 044-511-2112

電話予約受付時間

月～金 8:00～20:00 土曜 8:00～17:00 日曜 8:30～17:00 祝日 8:30～17:00

服部医師による
『骨粗しょう症が引き
起こす怖い連鎖』につ
いて解説動画を公開中



新入会員のご紹介

(令和7年4月1日～令和7年5月31日)

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
中央	(株)NEMコンポーネント	新 里 麻衣子	駅前本町11-2-4F	卸売業	事務局
南3	(株) Y U G A	堀 田 有 哉	大島1-11-9-7E	解体業	A I G損害保険(株)
東1	(株) サ カ マ キ	坂 牧 貴 彦	藤崎3-1-1-301	建設業	大同生命保険(株)
中央	(株) ワ イ ズ 音 楽 出 版	町 屋 雄 三	小川町14-16-6F	音楽出版業、 ライブハウス	大同生命保険(株)
南2	(株) K S F	佐 藤 巳 一	渡田山王町2-2	塗装業	A I G損害保険(株)
南1	ボタニ家ガーデン(株)	國 井 雅 史	渡田1-8-7-1F	WEBサイト運営	京 浜 化 工 (株)
南2	(株) プ ラ ス ワ ン	加 藤 一 幸	京町1-4-1-1F	介護事業	大同生命保険(株)
区外	(株) 飯 尾 工 業 所	渡 部 利 伊	横浜市鶴見区鶴見中央3-3-34-104	空調設備	大同生命保険(株)

賛助会員 菱沼 淳史

事務局

川崎南法人会 主要事業予定

7月

3日(木)

●新設法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署
時間：13：30～16：15

4日(金)

●第2回 広報委員会

会場：法人会会議室
時間：16：00～17：00

8日(火)

●救急救命講習会

講師：川崎市消防防災指導公社
会場：カルッツかわさき
時間：13：00～16：00

23日(水)

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署
時間：13：30～16：30

8月

5日(火)

●租税教室&映画鑑賞会

会場：川崎市産業振興会館
1部：租税教室
時間：13：00～13：45
2部：映画鑑賞会
「ねこのガーフィールド」
時間：14：00～15：40

25日(月)

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署
時間：13：30～16：30

28日(木)

●源泉部会 役員会

会場：川崎南税務署
時間：14：00～15：00

28日(木)

●源泉部会 研修会

講師：川崎南税務署担当官
会場：川崎市教育文化会館
時間：15：00～16：30

生活習慣病健診のお知らせ

令和7年 法人会“秋”の生活習慣病健診の日程が決まりました。

健診日：令和7年9月25日(木) (受付時間9：30～11：00)

令和7年9月26日(金) (受付時間9：30～11：00)

場 所：会館とどろき 中原区宮内4-1-2

※詳細は後日、会員様に郵送してご案内いたします。まだ法人会の生活習慣病健診をお受けになられていない方はこの機会に是非どうぞ。



皮下脂肪・メタボ 体重増加 アイール

● 税 務 無 料 相 談 ●

相 談 日

7月の相談日／8日(火) 午後1時～3時
8月の相談日／5日(火)

相談については、事前に事務局までご連絡ください。

場 所

公益社団法人 川崎南法人会事務局 ☎044-276-8731
川崎市幸区堀川町66-20(川崎市産業振興会館5F)

● 法 律 無 料 相 談 ●

相 談 日

ご希望の日程、時間をお知らせください
お気軽にご相談ください

場 所

横浜綜合法律事務所
横浜市中区日本大通11 横浜情報文化センター11F
相談については、事前に事務局までご連絡ください。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。

想いをつないで50年。これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で会員のみなさまをお守りしてまいります。

事故

納税資金

天災

退職金

病気

ケガ

入院

弔慰金

借入金



DAIIDO 大同生命保険株式会社

大同生命保険株式会社 新横浜支社 川崎南営業所
〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-2 川崎野村證券ビル5F
TEL:044-211-2191

AIG AIG損害保険株式会社

AIG損害保険株式会社 横浜支店
〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-4-19 富士火災横浜ビル
TEL:045-277-3110